2　政策改革の視点

この基本計画は、今後20年程度を見通して森林及び林業に関する各種施策の基本的な方向性を示すものであるが、各種施策を推進する際には、以下の視点を踏まえつつ、既存の施策の見直しや新たな施策の導入を進めることとする。

⑴　分かりやすい施策の展開

新たな施策の展開に当たっては、過去のしがらみや前例にとらわれず、真に効果のある施策を重点的に講じていくことが必要である。

このため、複雑な施策体系を見直し、国民に分かりやすい施策に改善していくこととする。具体的には、現場で使いやすい森林計画制度への見直し、森林管理・環境保全直接支払制度の導入による補助区分の統合、各種補助事業計画の一元化など施策の簡素化を推進する。

⑵　施策対象者の創意工夫を引き出す施策の展開

限られた予算を有効に活用していくためには、官と民、国と地方の役割を明確にしつつ、施策対象者の創意工夫を引き出す施策を講じる必要がある。

このため、森林所有者のほか、その委託を受けて長期的・継続的に森林経営を行う者も作成できる森林経営計画制度の定着、森林経営計画の作成者を対象とする森林管理・環境保全直接支払制度による支援、路網の整備、フォレスター等の人材育成、森林組合と民間事業体のイコールフッティングの確保など、国として必要な条件整備を行う。

⑶　国民の理解と具体的行動を促す施策の展開

森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林の適正な整備及び保全並びに林業・木材産業の健全な発展に向けて関係者が一体となって努力していくだけでなく、森林を社会全体で支えていこうという気運を醸成し、国民の幅広い理解と具体的な行動を促すことが必要となる。

このため、各種メディアやＩＴ等を活用し、森林の有する多面的機能や林業・木材産業の役割、木材の良さについて国民全体の認識を共有する取組(「木づかい運動」等）を強化する。

第２　森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

1　目標設定に当たっての基本的考え方

この基本計画において定める目標は、森林及び林業に関する施策を推進していく上で、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割を有するものである。

2　森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

⑴　目標の意義

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、国民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全しなければならない。しかしながら、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁し、高度な経済・文化活動が展開されている我が国においては、個々の森林に対して期待される機能が重複する場合が多く、森林の現況、自然条件、地域ニーズ等を踏まえながら、森林の整備及び保全を進める必要がある。

このため、この基本計画において、森林・林業関係者はもとより国民全般の理解を深めるとともに、計画的かつ効率的な森林の整備及び保全を進める上での指針として、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿や機能発揮に向けた誘導の考え方、目標とする森林の状態を明らかにすることとする。

⑵　目標の定め方

この基本計画では、森林の機能とその機能を発揮する上での望ましい姿を例示するとともに、機能発揮に向けた森林の誘導の考え方を育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに明らかにする。その上で、森林の適正な整備及び保全の実施により、多面的機能の発揮に必要な森林の面積・蓄積・成長量が十分に確保され、かつ、安定的に推移する状態を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程の５年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として示すこととする。

⑶　森林の機能と望ましい姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とする。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

（水源涵養機能）

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

（山地災害防止機能／土壌保全機能）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

（快適環境形成機能）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

（保健・レクリエーション機能）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

（文化機能）

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

（生物多様性保全機能）

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

（木材等生産機能）

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

⑷　森林の誘導の考え方

ア　育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為[注1]の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示すこととする。

①　育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。